



★★事例9★★

電話勧誘販売

「カニを送る」と言われたけれど？！

突然電話があり、「以前ご旅行の際にお土産を買っていた
だいた業者です。その節はありがとうございました」と話が
始まった。戸惑っているうちに「タラバガニのに入ったお得な
海産物の詰め合わせを送ります」と言われ、断るタイミング
を逃してしまった。1万5千円のセットだというが、いくらお
得でも高額なので欲しくない。

しかし、会社の名前も聞いていないし、電話番号も分から
ないので、届く前に断りたくても連絡できない。
何とか断れないものか。



強引な海産物の電話勧誘販売が多発しています。電話勧誘販売は不意打ち性が高いことから、特定商取引法で規制されています。クーリング・オフが出来ることが記載された書面を受け取ってから8日間は、無条件で解約することができます。この書面は、普通は送られてきた商品に同封されていますので、商品を受け取ってから、書面で相手を確認して、クーリング・オフ通知を発信することが出来ます。その後、業者に商品を引き取ってもらえばよいのです。事例のような生鮮食料品の場合には、宅配で配達されてきた時に係員に事情を伝え、送り元の会社名と住所・電話番号を控えた上で受け取り拒否をするようお勧めすることもあります。その後で業者にクーリング・オフ通知を出します。

★ワンポイント★

勧誘の電話が頻繁にかかって来て煩わしいとか、強引に話を勧められて断るのが大変といった相談もよくあります。受けたくない勧誘の相手とは話をしないのが一番なので、常に留守番電話の設定にしておいて、相手が名乗ってから必要な場合だけ出るという方法をお勧めしています。